

平成 30 年度

包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

【概要版】

産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出
に関する財務事務の執行について

枚方市包括外部監査人

公認会計士 里見 優

目 次

第1 包括外部監査の概要.....	1
【1】監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（監査テーマ）.....	1
(1) 監査の対象.....	1
(2) 監査対象期間.....	1
【3】監査対象.....	1
【4】監査の実施期間.....	1
【5】特定の事件（監査テーマ）を選定した理由.....	1
【6】監査対象について.....	3
(1) 監査の範囲.....	3
【7】監査の視点（監査要点）.....	5
(1) 業務委託方式の事業.....	5
(2) 補助金・負担金・分担金方式の事業.....	7
(3) 実行委員会方式を含む、任意団体の事業.....	7
(4) 事業評価.....	8
(5) 外郭団体等について、平成25年度の包括外部監査の措置状況等.....	8
(6) その他歳入歳出.....	8
【8】監査の方法.....	9
(1) 予備調査.....	9
(2) 本調査.....	9
第2 監査の結果.....	11
【1】監査結果の総括.....	11
【監査結果の一覧】.....	11

金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。
報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。

第1 包括外部監査の概要

【1】 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

【2】 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1） 監査の対象

「産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する財務事務の執行について」

（2） 監査対象期間

原則として平成29年度

ただし、必要に応じて過年度及び平成30年度の一部についても監査対象とした。

【3】 監査対象

「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、基本目標の一つとされた、産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する事務等を所管する部署、具体的には、総合政策部、産業文化部を中心とする各所管部署

【4】 監査の実施期間

平成30年7月3日より平成30年12月21日まで

【5】 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

枚方市は、都市としての自主性・自立性を高め、市民福祉の最大化を図ることを目的として、平成26年4月に中核市へ移行した。中核市への移行と同時に、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の第10条の規定の趣旨に鑑みた、平成27年度から平成31年度までの5年間で集中的に行っていく施策をまとめた総合戦略で構成される「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、現在も取り組み

を進めているところである。「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目的は、端的には魅力的なまちを目指すというものである。

この総合戦略の3つの基本目標のうち、基本目標3については、平成19年、平成26年、平成28年の包括外部監査で繰り返し、特定の事件（監査対象のテーマ）として取り上げられているものと関連している。

- 基本目標1 産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める
- 基本目標2 安心して子どもを産み育てることができ、子どもの健やかな成長と学びを支える
- 基本目標3 市民の健康増進や地域医療の充実を図る

また、枚方市は平成30年4月に「枚方市シティプロモーション推進事業者選定審査会」を立ち上げ、枚方市の最重要課題である定住促進、人口誘導による人口減対策へ寄与させることを目標とするシティプロモーションを、これまで以上に積極的に推進しようとしている。産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する事務と、シティプロモーションは実質的に重複する面があり、いままさに枚方市として全庁的なシティプロモーションを進めようとしている現状において、都市としての魅力に関連して産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する事務を特定の事件（監査対象のテーマ）として取り上げることが、将来シティプロモーションを進めていく上での役立ちもあるものと思慮した。

このような状況をふまえ、産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する財務事務の執行や手続が、法律・条例・規則に準拠して適切に実施されているか、また、その経済性、効率性及び有効性について検討することは現在また将来の市民にとって有意義であると考えられること、過去の包括外部監査の特定の事件（監査対象のテーマ）として選定されていないことなどから、特定の事件として選定した。

監査対象年度は平成29年度を基本とするが、平成29年度は「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の折り返し年度に当たることから、「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、魅力あるまちづくりが進められているかどうかを包括的に点検する時期として適していると考えた。

【6】 監査対象について

(1) 監査の範囲

監査の範囲とした所管部署及び事務を以下に記載する。なお、各所管部署における事務については、報告書本編「第4 監査の結果」において個々具体的に記載していることからそちらを参照されたい。

【監査の範囲とした事務及び所管部署】

総合戦略における 施策目標	事業名	事業担当部	事業担当課
1 地域産業が活発 に展開されるまち	地域産業基盤強化事業	産業文化部	商工振興課
	中小企業経営安定化支援事業	産業文化部	商工振興課
	創業支援事業	産業文化部	商工振興課
	枚方市産業活性化支援事業	産業文化部	商工振興課
	枚方市商店街等活性化促進事業	産業文化部	商工振興課
2 いきいきと働く ことのできるまち	雇用対策・就労支援事業	産業文化部	商工振興課
	市内企業若者雇用推進事業	産業文化部	商工振興課
	生活保護受給者等就労支援事業	福祉部	生活福祉室
	障害者就労支援事業	福祉部	障害福祉室
3 安全で快適な交 通環境が整うまち	道路施設維持管理事業	土木部	みち・みどり室
	新名神高速道路等整備促進事業	土木部	土木政策課
	牧野高槻線等整備促進事業	土木部	土木政策課
	自転車通行空間・歩行空間整備事業	土木部	みち・みどり室 交通対策課
	交通安全啓発事業	土木部	交通対策課
4 快適で暮らしや すい環境を備えたま ち	公共交通環境整備事業	土木部	土木政策課 交通対策課
	公共交通利用促進啓発事業	土木部	土木政策課
	土地区画整理事業支援事業	都市整備部	景観住宅整備課
	空き家・空き地対策推進事業	環境部 都市整備部	環境保全課 景観住宅整備課 建築安全課
	三世代家族・定住促進事業	都市整備部	景観住宅整備課
	住宅・建築物耐震化促進補助事業	都市整備部	建築安全課
	主要道路修繕事業	土木部	みち・みどり室

5 人々が集い賑わい、魅力あふれる中心市街地のあるまち	枚方市駅周辺賑わい創出事業	産業文化部	ひらかた賑わい課
6 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち	観光資源発信事業	産業文化部	産業文化政策課 ひらかた賑わい課
	ふるさと寄附金推進事業	総合政策部 財務部 産業文化部	ひらかた魅力推進課 税務室税制課 商工振興課
	市内大学連携・交流事業	総合政策部	ひらかた魅力推進課

【7】 監査の視点（監査要点）

産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する財務事務の執行が、①「合規性・準拠性」、②「3E（経済性・効率性・有効性）」、③「公益性・公共性」、④「公平性・透明性」をもって実施されているか否かという観点から監査を実施した。

産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する財務事務は、具体的には、業務委託方式、補助金・負担金・分担金方式、実行委員会方式を含む、任意団体の事業等の形式で行われていることから、それぞれの形式ごとに監査の視点を立案して監査を実施した。

また、枚方市は戦略事業の実施を通じて、産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出を実現しようとしており、施策評価制度を通じて自ら事業の振り返りを行っている。そこで、上記の事業の遂行のいずれの形式にも共通する視点として、事務事業が適切に自己評価され、次年度以降の事務事業の改善にフィードバックされることが、財務事務の有効性を検証するために重要な視点となることから、いわゆるPDCAサイクルの観点から、事務事業の評価についても監査の視点を立案して監査を実施した。

その他、対象とする事務事業に外郭団体等が関連している場合には、平成25年度に「外郭団体等の財務に関する事務の執行について」包括外部監査が実施されていることから、その措置の状況について監査を行うとともに、その他の歳入歳出についても監査の視点を立案して監査を実施した。

（1） 業務委託方式の事業

- ① 事業は有効に行われているか（事業の「有効性」）、具体的には、
 - ・ 事業目的が明確になっており、それが当該委託事業によって達成されているか。
 - ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合しているか。
 - ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
 - ・ 事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
 - ・ 事業の実績や成果は分かりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
 - ・ 市や委託先事業者などの事業実施者側の都合を強調するあまり、利用者のニーズを取り込めていない実態はないか。
 - ・ 経費の削減が主目的になって、サービスレベルが著しく低下している事業は見当たらないか。
 - ・ 委託費の無理な削減が委託先事業者の経営に悪影響を及ぼすような場合、過度の競争を緩和するような措置が適切に実行されているか。
 - ・ 直営ではなく、委託とする理由に合理性はあるか。

- ・長期間継続している事業は、その規模や実施方法が社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
 - ・初期の目的が達成されているにも関わらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにも関わらず支出され続けているものはないか。
 - ・財源に国又は府の支出金等がある事業は、市として主体的に有効性等を勘案して実施しているか。
- ② 事業は経済的に行われているか（事業の「経済性」）、具体的には、
- ・総コストを計算した上で、事業の実施方法を決定しているか。
 - ・事業費の積算見積は適切に行われているか、またはその妥当性については常に注意を払った事務が行われているか。
 - ・委託事業の契約金額について、複数の見積を徴するなど、低減努力がなされているか。
 - ・委託事業の実績評価及び検証結果が、次年度以降の事業計画や予算に反映されているか。
 - ・全庁的に共通な委託業務について予定価格の積算を統一するなど積算見積の適正化がなされているか。
 - ・長期継続契約（複数年度契約）の導入等によりコスト削減の可能性を検討しているか。
 - ・他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ③ 契約事務は法規等に準拠して行われているか（事務の「合規性・準拠性」）、具体的には、
- ・契約関係の法令等に準拠した事務が行われているか。
 - ・作成すべき書類や資料は適切に作成され、保管されているか。
 - ・契約後の再委託の承認や契約変更は適切に行われているか。
- ④ 契約相手は公平にかつ透明性をもって選定されているか（事務事業の「公平性・透明性」）、具体的には、
- ・委託先事業者の選定は競争性が確保された方法によっているか。
 - ・委託先事業者の選定についての基準は明確か。また、結果として、合理的な理由のない偏りが生じていないか。
 - ・随意契約による場合の理由に合理性はあるか。また、競争性の確保に向けて改善すべく検討されているか。
 - ・公募プロポーザル方式による場合、選定委員の選考などの点で公平性の確保はなされているか。
 - ・委託先事業者に対して、市職員の再就職の実績はないか。また、委託先事業者に対して市の補助金が交付されていないか。

- ⑤ 業務委託に関して枚方市は適切に関与し適切に責任を果たしているか(事務事業の「経済性」、「有効性」)、具体的には、
- ・事業の実施前において仕様に関する打ち合わせは適切に行われているか。
 - ・業務の実施過程を適時にチェックしているか。
 - ・実績に係る報告は適切に行われ、市がその成果を把握するに足るものとなっているか。
 - ・成果物等の検収は適切に行われているか。
 - ・成果物等から事業目的の達成度を測り、次年度の実施に向けた仕様や実施方法の見直しは行われているか。
- ⑥ 業務委託に関して事務手続は効率的に行われているかどうか(事務の「効率性」)。

(2) 補助金・負担金・分担金方式の事業

- ① 補助金等は交付規則、要綱等に補助金等の交付目的、対象事業、対象事業者及び算出方法等が明確に規定されているかどうか(補助金等の「合規性・準拠性」、「公平性・透明性」)。
- ② 補助金の財務事務の執行は、法令や規則等に準拠しているか、また、規則、要綱等の目的及び内容に合致したものであるか(補助金等の「合規性・準拠性」)。
- ③ 補助金の公益上の必要性はあるか(補助金等の「公益性・公共性」)。
- ④ 補助金の交付は、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。具体的には、
- ・補助金額は規則、要綱等に基づき適切に計算されているかどうか(「経済性」)。
 - ・事務手続は効率的に行われているかどうか(「効率性」)。
 - ・補助の効果や成果について適切に計測されているかどうか(「有効性」)。
- ⑤ 補助金額の精算は適切に行われているか、補助金の確定にあたって適切に検査が行われているかどうか(補助金等の「経済性」、「有効性」)。

(3) 実行委員会方式を含む、任意団体の事業

- ① 実行委員会等の任意団体の法的形式、組織組成、団体としての適格性に問題はないか(委員会の「合規性・準拠性」)、具体的には、
- ・「権利能力なき社団」として認定できるか、責任主体は明確であるか。
 - ・任意団体の実態と規則等との間に齟齬はないかどうか。
- ② 事業は、任意団体を通じて経済的に行われているか(事業の「経済性」)、具体的には、
- ・適切な根拠に基づき事業の実行予算が経済的に策定されているか。
 - ・実行予算に基づき予算の範囲内で費用の支出が行われているか。
 - ・費用は実態が伴っており、費用対効果が認められるかどうか。
- ③ 任意団体は決算に関して説明責任を果たしているかどうか(決算の「合規性・準

拠性)、具体的には、

- ・市は、上記の決算に関して検査を行い、適切な関与を行っているかどうか。

(4) 事業評価

- ① 事業評価を行うために有効な指標が設定されているか(指標の「有効性」)。
- ② 適切に事業評価が行われているかどうか(事業評価の「有効性」)。
- ③ 事業評価結果が次年度以降の予算や事業計画に適切に反映されているかどうか(事業評価の「有効性」)、すなわち、PDCAサイクルが適切に回されているかどうか。

(5) 外郭団体等について、平成25年度の包括外部監査の措置状況等

平成25年度の包括外部監査における指摘事項について、その趣旨をふまえて、適時に、かつ適切に措置が図られているか。

その他過去包括外部監査において指摘事項のあった事務事業について、その趣旨をふまえて、適時に、かつ適切に措置が図られているか。

(6) その他歳入歳出

歳入については、

- ① 適時適切に歳入の調定が行われているか(事務の「合規性・準拠性」)。
- ② 未済の債権について適切に債権管理が行われているか(事務の「合規性・準拠性」、「有効性」、「経済性」)、具体的には、
 - ・市は、未済の債権について、財務規則等にしがたい定期的に催告しているか。
 - ・市は、債務者に対し、未済の原因や態様に応じた適切な処置を採っているか。

歳出については、上記(1)から(4)に準ずる。

【8】 監査の方法

本包括外部監査は、地方自治の本旨を十分に勘考し、地方自治法並びに関連法規はもとより、「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン」（日本公認会計士協会、平成13年5月14日最終改正）に準拠して行った。

（1） 予備調査

- ① 第5次枚方市総合計画、平成29年度歳入歳出決算書、枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）、枚方市統計書、各部署の所管事務の概要、平成29年度及び平成30年度の枚方市施策評価報告書（総合計画及び総合戦略の進捗管理）等の資料等をもとに、枚方市の現状や、事務事業の概要を把握した。
- ② 関連する部署にヒアリングを実施し、事務事業の概要について説明を受け、適宜質疑応答を行った。

（2） 本調査

- ① 監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、効率的に概要を把握するために、枚方市の各部署が作成している枚方市施策評価のための「（様式2）実行計画管理シート」を閲覧通読した。
- ② その後、関連する部署に各事業の委細についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事業の実施方法、これまでの事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。
- ③ 実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。
具体的には、監査の視点（監査要点）にしたがい、事務・事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。
併せて、各担当部署の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。
- ④ 監査人の問題意識により客観性をもたせるために、近接あるいは同規模の中核市等の事務事業の状況や統計データを入手し、枚方市との比較を行った。
- ⑤ 監査人の問題意識について、各担当部署へ提起を行い、ディスカッションを行った。各担当部署の問題意識を改めてヒアリングするとともに、措置の方向性についてディスカッションを行った。これらの検討過程を経て浮かび上がってきた個々の問題点や問題意識について、所管部署と書面やディスカッションによる協議を複数回実施し、最終的な問題点（監査の結果や意見となる事項）を明確にした。
- ⑥ 以上の監査の経過や結果を、本監査報告書としてとりまとめた。

なお、監査対象とした事務の所管部署は「第1 包括外部監査の概要 【6】監査対象について」に記載している。また、監査対象として選定した具体的な事務については、報告書本編「第4 監査の結果」以降において、事務の所管部署ごとに個々具体的に記載している。

これら最終的な問題点の一覧表及び総括的な結果を、「第2 監査の結果 【1】監査結果の総括」においてとりまとめている。

第2 監査の結果

【1】 監査結果の総括

【監査結果の一覧】

所管部署	結果又は 意見番号	内容	報告書本編 の記載頁
総合政策部 企画課	意見1	施策評価について、事業の有効性を測る指標として設定された重要業績評価指標が、そもそも成果指標として適切でないものが発見された。また、PDCAサイクルの運用上、関連指標についてさらなる活用の余地があるものが認められた。当該施策評価をとりまとめる総合政策部は適切に指標が設定され、活用されるようにガイドラインを策定することが必要である。	48
	意見2	施策評価について、実行計画管理シートの作成や施策評価が形式的に行われることがないよう、各部各課への指導とモニタリングをより適切に行うべきである。	48
	意見3	施策評価について、例年施策評価員から施策評価に対する意見や提案を受けている。複数年にわたって同じ意見・提案を受けている事業については、単年度で改善できなかった理由を各課と共有した上で翌年度に引き継ぎ、複数年にわたって同じ意見や提案を受けている理由を各課と継続して共有することが必要である。その上で、前年度以前の評価結果を各課に振り返ってもらい翌年度以降に活用できるような仕組みを検討し、改善に向けた取り組みを着実に進める必要がある。	48
総合政策部 行革推進課	意見4	平成18年の包括外部監査において補助金の執行に対する意見として「補助金に期限を付することについて、市全体として設ける仕組みを補助金交付規則で規定すべき」とされている。この措置として、「補助制度に対して期限を付することについての規定を統一的に規則に置く必要が生じた時期に、枚方市補助金等交付規則の改正を行う」とされているものの、「統一的に規則に置く必要が生じた時期」について必要が生じ	51

		る場合とは何かを検討されずに、「枚方市補助金に係る補助制度の定期的な見直しに関する要綱」のみが制定されている状態は措置の主旨に反している。	
総合政策部 ひらかた魅力推進課	結果 1	<p>市内大学連携・交流事業について、平成 29 年度に開催された第 18 回学園都市ひらかた推進協議会の議事録を要求したところ、学園都市ひらかた推進協議会の議事録を作成していないとのことであった。</p> <p>推進協議会の事業の運営等は幹事会及び事業部会で実施されているにしても、協議会としての予算及び決算については、推進協議会において決議すべき事項であり、それを明確とするために議事録を残すことは必須である。</p>	53
	結果 2	<p>市内大学連携・交流事業について、重要業績評価指標の一つとして「市と市内大学との連携事業に参加した学生数」が設けられている。平成 29 年度において実施した市内大学との連携実績を集計している資料である「市関連事業等における市内大学連携実績」欄には、市と市内大学との連携事業に参加した学生数ではなく各事業における協力人数及び協力人数のうちの学生数の合計数が記載されている。</p> <p>指標は「学生数」とされているにもかかわらず、実績の人数欄や目標値には協力人数の合計数が記載されている。このように、両者は整合しておらず、指標の測定方法として適切ではない。</p>	54
	意見 5	<p>市内大学連携・交流事業について、市及び市関連団体と市内大学の連携事業として 32 事業が記載されているが、これらの事業の多くはひらかた魅力推進課の事業ではなく、枚方市の他の担当課の事業である。本来、重要業績評価指標は、当該事業を所管する担当課の努力により変動するもの、つまり、当該担当課がコントロール可能な指標とする必要がある。このため、他の担当課の事業における参加人数を目標指標としていることは適切ではない。</p>	54
	意見 6	<p>市内大学連携・交流事業について、大学と行政が行っている連携に産業を加えることで、市民大学やまちづくりへの参加等の現在行っている事業の中でも実</p>	55

		施できる事業の幅が広がる余地がある。担当課は、これまでの枠組みを超えて産学官の連携を図る取り組みを推進していくべきである。	
財務部 税制室税制課 総合政策部 ひらかた魅力推進課	意見 7	ふるさと寄附金推進事業について、市内居住者への返礼品の送付は他の地方自治体でも取りやめが多くなっている状況から、枚方市においても市内居住者に対する返礼品の送付について、見直しを検討する必要がある。	61
産業文化部 商工振興課	意見 8	ふるさと寄附金推進事業について、プロポーザルの実施や競争入札の実施の可能性について議論され、大手のポータルサイトとの比較も実施された結果、現時点では掲載自治体数、委託料及び使用料並びに個人情報の観点から現状随意契約を行っている3社に優位性があり随意契約を継続するという結論が得られている。 しかし、随意契約であるとしても、経済性の確保が必要であり、每期委託料等の引下げの交渉をすべきである。	63
	意見 9	ふるさと寄附金推進事業について、現状はふるさと寄附金の使途結果の告知について十分ではなく、ホームページ上その使途結果を告知するなど寄附金を充当する事業の成果について適切に公表を行うべきである。	64
産業文化部	意見 10	平成 30 年 9 月 30 日現在、枚方市ホームページ内には平成 29 年 5 月 25 日更新の「枚方市産業施策の概要」が掲載されているが、その内容は平成 29 年度の情報となっているため、枚方市新産業創出支援事業補助金、エコ工場化促進奨励金等の既に廃止されている補助制度が掲載されている。また、商店街等活性化促進事業補助金のように一部内容の変更があったものについても、以前の古い内容での掲載となっている。 ホームページは、市民に対する周知の場であり、また補助事業に関心を持っている市民が誤った認識で補助申請を行ってくることを防ぐ観点からも、施策ガイドを適時に更新又は最低限当年度からの補助制度の変更	90

		点をホームページに掲載する等の情報提供を行うべきである。	
	意見 11	ホームページの更新作業については、現状は作業が属人化されており、ホームページで更新すべき内容や更新時期を内部でチェックする仕組みづくりができていなかったものと考えられる。産業文化部において、ホームページの更新の運用方法についてマニュアルやチェックリスト等を策定し、漏れなく適時に更新されるような方策を検討する必要がある。	90
産業文化部 商工振興課	意見 12	地域産業基盤強化事業について、現状は地域産業基盤強化奨励金の支給対象である事業者について公表されていない。しかしながら、自治体としての説明責任を果たすという観点から、ホームページ等での事業者が決定した旨の公表についても、今後枚方市地域産業基盤強化奨励金交付要綱の改正を行い、選定された事業者の公表を検討していく必要がある。	93
	意見 13	地域産業基盤強化事業について、枚方市地域産業基盤強化奨励金の予算額が、ほぼ横ばいであるのに対して、交付実績については減少傾向にある。ここ数年間に補助対象となる固定資産税の対象物件を拡充しているものの、補助対象事業の拡充に対して交付実績は減少しており、対象物件を拡充したことによる効果があったかは不明である。製造業者の新規立地・設備投資には多額の資金を要し、景気動向に左右されるという面はあるものの、拡充すべき対象、枚方市地域産業基盤強化奨励金の必要性に関して現状をふまえた検討が必要である。	94
	結果 3	地域産業基盤強化事業に関する重要業績評価指標を、地域産業基盤強化奨励金を利用した新規立地及び設備投資した件数（累計）と設定していたにもかかわらず、誤った数値を記載していた。総合政策部からの事業評価の照会により、毎年見直しの機会があったにも関わらず積算の誤りに気づいていなかったことは問題である。	94
	意見 14	上記に関して、行政評価は、市民に事業実施状況の進捗報告を行うための重要なツールであるため、指標	95

	の数値については、明確な定義づけが必要であり、毎年の事業評価の機会に改めて数値の誤りがないかを確認することが必要である。	
意見 15	地域産業基盤強化事業の成果測定を行うための関連する指標として、市内の全民営事業所数を採用しているが、これには製造業以外の事業者も含まれている。補助金の交付に対する効果測定であることを考えると、指標として適切でない。事業評価の関連指標としては、高槻市や尼崎市が採用している市内製造業の製造品出荷額のように製造業に限定された指標の方が有効である。	95
意見 16	<p>中小企業経営安定化支援事業について、枚方市小企業事業資金融資信用保証料補給金は、平成 29 年度の予算額 360 万円に対して執行状況が 5 件の 41 万円であり、ここ近年は予算を大幅に下回っている。事業を実施するための予算を確保しているにもかかわらず、予算を大幅に下回っている現状では事業の目的を十分に果たしているとはいえず、補助に対するニーズがあるかどうか不透明である。</p> <p>同様の補助事業を行っている他市の状況を調査してより有効な PR 方法や周知の方法について検討するとともに、市内事業者のニーズの把握に努め、ニーズがないようであれば予算の縮小について検討する必要がある。</p>	104
意見 17	中小企業経営安定化支援事業の枚方市小企業事業資金融資信用保証料補給金について、「枚方市小企業事業資金融資信用保証料補給金申請書の受領」というチェックリストは作成されていたが、枚方市小企業事業資金信用保証料補給金の交付決定についての決裁で滞納無証明書が添付されているもの、枚方市小企業事業資金融資の申し込み時に提出のあった滞納無証明書の写しが添付されているものがあるなど、担当者が決裁の添付書類の統一がなされていなかった。担当者が異なっても等しく同じ水準、同じ効率で事務の遂行ができるよう決裁の添付資料の統一を図るとともに、チェックリスト等を改訂すべきである。	104

意見 18	<p>中小企業経営安定化支援事業の大阪府開業資金融資信用保証料補給金について、平成 29 年度の予算額 20 万円に対して執行状況が 0 件であり、近年においても執行件数が 1～2 件に留まっている状況である。事業を実施するための予算を確保しているにもかかわらず、予算を下回っている現状では事業の目的を十分に果たしているとはいえ、補助に対するニーズがあるかどうか不透明である。予算も少額であり、有効な PR 方法や周知の方法について検討するとともに、市内事業者のニーズの把握に努め、ニーズがないようであれば予算の縮小について検討する必要がある。</p>	107
意見 19	<p>中小企業経営安定化支援事業の重要業績評価指標である地域活性化支援センターホームページ等のアクセス数の平成 31 年度の目標値が 465,400 件に対して平成 27 年時点で実績件数が 542,561 件であり、既に目標値を大幅に超過している。目標値を、現状をふまえた数値に修正すべきである。</p>	107
意見 20	<p>中小企業経営安定化支援事業の重要業績評価指標である地域活性化支援センターホームページ等のアクセス数について、この指標だけでは実際にセミナー参加や経営相談につながっているかの捕捉が難しい。寝屋川市や東大阪市で成果指標として用いられている経営相談件数等も補助的な指標として用いれば、より有用である。</p>	107
意見 21	<p>中小企業経営安定化支援事業の重要業績評価指標である地域活性化支援センターホームページ等のアクセス数は、地域活性化支援センターで行われている事業に関しては関連性があるが、市の直営事業である信用保証料補給に関していえば事業の成果とは直接的な関連性は希薄であるため、当事業についても有効な関連指標の設定が必要である。具体的には、東大阪市で利用されている制度利用者の満足度や、奈良市で利用されている制度利用件数が関連指標として考えられる。</p>	108
結果 4	<p>創業支援事業について、平成 20 年に利用されていたインキュベートルーム 9 号について、利用料 166,700 円が滞納の状況にあり、平成 28 年 12 月 21 日</p>	109

	<p>を最後に支払われていない。平成 29 年 7 月までの担当課で作成されている滞納整理記録しか残っておらず、債権の回収・督促に関する事務が適切に行われていることが確認できなかった。担当課職員の説明によれば、平成 29 年 7 月以降も定期的に接触を試みているが、平成 29 年 12 月以降郵便・電話とも不通の状況であり接触が困難な状況であるということである。滞納整理記録にこれらの状況を記録すべきである。</p>	
意見 22	<p>上記について、回収が困難であるのであれば徴収不能の処理を検討する必要がある。</p>	110
意見 23	<p>上記について、当該事案について、債権について滞納の状況に至った原因を分析し、今後の債権の調定・回収等の事務に教訓として活かす必要がある。</p>	110
結果 5	<p>創業支援事業のテイクオフ補助金について、「枚方市テイクオフ補助金のご案内」には、期日までに請求がない場合には補助できない旨の記載がある。平成 29 年度 7～9 月分賃借料の、事業者から枚方市に対する補助金請求書の提出期日が守られていない請求書があったが、補助金の支払が行われていた。</p>	111
結果 6	<p>創業支援事業の重要業績評価指標として設定している、市の創業支援を受けて創業した件数について、認定創業支援事業計画調査項目表【平成 29 年度】の 1-1～1-3 の事業の合計数値は 24 件であるが、平成 29 年度の関連指標の実績値は、25 件とカウントされており、両者は整合していなかった。</p>	112
意見 24	<p>上記に関して、正しく実績値を集計し正確に記載することは、行政評価において適切に P D C A サイクルを回すための基本であり、今後同様のミスがないように担当課としてチェックの体制など内部統制に配慮した事務を行うべきである。</p>	112
結果 7	<p>新産業創出支援事業について、新産業創出支援事業補助金に認定された事業者に関する初年度の成果発表会以後の成果の把握についての取り組みに関して、認定された事業者に対し報告書の提出等を求めているため、初年度以降の事業の状況の把握はできていないとのことであった。</p>	118

	意見 25	<p>上記に関して、補助に対する継続的な効果の測定については、当該補助の目的とする事業の継続性の観点から、認定を受けた事業の状況について、補助を行った初年度だけではなく補助を行った初年度の成果発表会以後の成果についても適切に確認すべきである。</p>	118
	意見 26	<p>枚方市新産業創出支援事業について、枚方市新産業創出支援事業補助金交付要綱事務要領では、助成対象経費として、その他委託費（事業の一部を委託するもので、事業主体となる事業者単独では実施が困難な専門技術に係るものに限る）と定められている。しかしながら、ある社会福祉法人への補助対象は委託費のみで総事業費の全部を委託しており、当初監査人は、枚方市新産業創出支援事業補助金交付要綱事務要領上は、助成対象経費とはできないと考えられ、補助金の決定が不適切であると考えた。この疑念に対して最終的には問題なしとの結論に至ったが、当初監査人が抱いた疑問や疑念を今後外部に抱かせないようにするためには、実地調査や決算書の確認を適切に行った上で、法人の支出の実態を適切に把握するとともに、補助対象経費に該当する旨を明確に確かめた上で補助金の交付決定を行うことが必要である。</p>	119
	結果 8	<p>枚方市商店街等活性化促進事業について、枚方市商店街等活性化促進事業補助金の支給決定にあたって、補助金の交付の対象となる者は、(1) 事業協同組合、事業協同小组合、(2) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会のほか、(3) (1) (2) に準ずる団体で、市長が適当と認めるものと規定されている。しかし、担当課では、(1) (2) に準ずる団体（例：商店会、商業協同組合）に対する補助金の支給決定に際して、団体が権利能力なき社団としての適格性を有しているかどうかの検討を行っていない。そのため、一部の商店会等については権利能力なき社団としての要件を備えているかどうか疑わしい団体がある。</p>	123
	結果 9	<p>枚方市商店街等活性化促進事業について、ある団体については理事名簿しか入手しておらず、役員名簿を入手していなかった。そのため、監事が適切に選任さ</p>	125

		れているか確認できない。補助金の申請にあたっては役員名簿の提出を求めているのであるから、監事を含む役員名簿を入手し、補助対象事業の実施が適切に意思決定されていることを確認する必要がある。	
意見 27		枚方市では、過去既に公設市場については廃止の方向性を打ち出しているとのことであるが、その点について担当課内あるいは担当者間で十分な引継ぎが行われておらず、過去打ち出された方向性について、棚上げされ、現状や施設の実態が共有されていない点は問題である。	126
意見 28		現在公設市場の使用料の収入は同施設の維持費を上回っている状態であり、施設の廃止は遠くに買い物に出かけることのできない高齢者にとって影響が発生する懸念があるものの、一方で計画的に公設市場を全て閉鎖あるいは民間運営に切り替え、現在は公設の市場のない市町村がある事実にも目を向けるべきである。これらのことを踏まえて、公設市場の現在における存在意義と存続の要否について検討する必要がある。	126
意見 29		枚方市商店街等活性化促進事業について、オンリーワン商店街創造事業、販売促進事業の両者の区分は明確ではなく、2つの事業に係る補助金についてはその仕組みやあり方を見直すべきである。	127
意見 30		枚方市商店街等活性化促進事業における街路灯電気代補助事業に係る補助金の事務について、既に事業として終えている経費（電気料金）についての補助であることから、申請時、事業完了報告時に同じ添付書類を提出させ確認する実益がなく、事務の無駄である。事務の効率性を担保する方策を検討すべきである。	128
結果 10		枚方市商店街等活性化促進事業について、交付の決定に際して事業者から徴収している見積書が古く、見積有効期限を超えたものがあった。見積有効期限を超えたものは、補助対象経費の算定上無効なものとして取扱うべきであった。	129
結果 11		枚方市商店街等活性化促進事業について、回議書に記載された補助対象経費を本来 594,275 円と記載すべきところ、94,275 円のまま決裁されていた。また、そ	129

	<p>の他の補助対象経費として記載すべき 126,000 円が回議書に記載されないまま決裁されていた。回議書に補助対象経費の根拠及び金額を記載するのであれば正確かつ網羅的に記載すべきであった。</p>	
意見 31	<p>枚方市商店街等活性化促進事業について、毎月行われているイベントのアルバイト給与が補助対象経費とされているが、事業者はアルバイトから給与の領収書をまとめて一度だけ受領していた。100 千円前後の多額の金額であり、最初のイベントから最後のイベントまでは半年間の期間があることから、まとめて 3 月に給与を支給したとは考えにくい。本来担当課は補助金の支給先にまとめて領収書をもらうのではなく支給の都度もらうよう事業者に指導すべきであった。</p>	129
意見 32	<p>枚方市商店街等活性化促進事業について、決裁時には回議書を形式的に確認するのではなく、複数人によって事務の確認・検証を行うなど、補助金の事務の執行に関する不備を防止するための内部牽制機能の強化を図る必要がある。</p>	129
意見 33	<p>雇用対策・就労支援事業として、枚方市・寝屋川市・交野市三市合同企業就職面接会を実施しており、当該面接会の運営、PR 等の業務をある団体に随意契約により委託している。就職説明会を開催する能力を有する民間の団体は他にも多く存在し、それら民間の団体のノウハウを利用する機会を逸しているのではないかと疑問が残る。また、随意契約を行うにあたり、参考見積の徴収を行わずに毎年度同じ金額で委託契約を締結していることには問題がある。当該面接会の参加人数が過去と比べて大幅に減少している現状に鑑みても、同額での委託契約を継続することは、経済性の観点から問題がある。枚方市・寝屋川市・交野市の三市で共催している事業であることをふまえ、見積りの徴収・積算精査については他の市との協議を行い、随意契約についても他の 2 市及び関係団体との協議を行い、経済性の確保に努めるべきである。</p>	132
意見 34	<p>雇用対策・就労支援事業として、随意契約によりある特定非営利活動法人と恒常的業務委託契約を結んで</p>	135

		<p>いる。当該業務委託は、①就労相談業務と②就労支援講座等開催業務の二つの業務から構成されている。平成 29 年度は、②就労支援講座等開催業務による講座は 9 講座が開催されており、そのうち北大阪商工会議所と連携して実施した就労支援講座以外の講座はすべて再委託されており、随意契約理由にそぐわない。また、当該事業の委託仕様書には、①就労相談業務のコーディネーターを週 4 日以上地域就労センターに配置する旨規定されており、当該コーディネーターは、当該特定非営利活動法人にて雇用することとされており、実質的に他の団体が受託できない仕様となっている。</p> <p>なお、就職困難者や障がい者の就労支援についての課題に取り組む福祉部では、民間の事業者やその他の一般社団法人に対して委託を行っており、特定の相手方に絞ることなく間口を広げて委託先の選定を行っている。</p> <p>これらをふまえ、産業文化部でも本就労支援事業の委託先の選定方法を改めるべきである。</p>	
	意見 35	<p>雇用対策・就労支援事業として実施する地域就労支援事業の委託料の前払いについて、前払いは担保がない支出形態であることから、限定的にその支出を認めるべきである。本件前払いの根拠は地方自治法にあることから、そもそも前払いとすることについて回議書において地方自治法第 232 条の 5 第 2 項の規定をその根拠とすることが明示されておらず、契約により所与とするものとして前払いとする必要性について十分に議論されていない。</p>	135
	意見 36	<p>上記に関して、そもそも前払いとして適格かどうか疑念があることから、担当課は、改めて支出にあたってその根拠を明らかにするとともに、支出の形態として前払いがふさわしいか、検討すべきである。</p>	136
産業文化部 ひらかた賑 わい課	結果 12	<p>枚方市駅周辺賑わい創出事業について、実施に関する決裁を確認したところ、一部ににぎわい空間創出事業市民イベント支援基準で定める要件の充足を確認するための資料が提出されていない決裁があった。</p>	140

	意見 37	上記に関して、たとえ毎年度行われているイベントであっても、実行委員会のメンバーが変わっている可能性があるため、申請の都度確認が必要である。また、口頭で確認している場合も、文書に確認した旨を残しておかなければならない。	140
	意見 38	枚方市駅周辺賑わい創出事業は、枚方市駅周辺のにぎわい創出を目的として、岡東中央公園（にぎわい広場）で開催される各種イベント等を支援する事業であり、枚方市駅周辺の広場におけるイベント参加者数を事業の効果を計る重要業績評価指標としている。平成 29 年度の実行計画管理シートにおいては、平成 31 年度の目標値を 145,000 人としているのに対して、平成 27 年度時点で既に 167,620 人となっており、上方修正した目標値の設定が必要である。	142
	意見 39	上記に関連して、指標としては、担当課としても新規団体の取り入れが課題であると認識していることから、新規に参加した団体数も関連指標として適切であるとする。	142
産業文化部 産業文化政策課	意見 40	観光資源発信事業として実施する枚方市駅観光拠点事業委託について、委託先の団体に対する支出には、ひらかた観光ステーションの運営に関する枚方市駅観光拠点事業委託料のほか、本部事務局人件費の助成目的の文化観光協会活動補助金がある。本部事務局人件費に対する補助金である文化観光協会活動補助金だけでなく、枚方市駅観光拠点事業委託料についても、人件費が主な費用となっており、委託料で賄うべきところを、補助金で補っていないか等の確認が必要である。そのため、委託先の団体においてこれら 2 つの事業を明確に切り離して執行できているか、確認する必要がある。	146
	結果 13	上記の委託に関して、委託料総額の中の既済部分の代価として発生した事業費がいくらであったのかを適切に確認しないまま平成 29 年 4 月に委託料総額 8,106 千円のうち 1,300 千円を部分払いしていた。既済部分の代価として発生した事業費を確認するために実績報告を受け、審査を行った後に支払を行うべきである。	147

	結果 14	上記に関して、契約書には4月と10月の2回に分けて支払うと規定されていることから契約書に則って支払いは行われているものの、当該契約書の規定はそもそも部分払いについて定めた上記枚方市契約規則の規定に則っていないため、不適切である。	147
	意見 41	観光資源発信事業に関して、枚方市の文化観光事業の振興を図り、もって枚方市の市民文化及び経済の発展に資することを目的として設立された特定非営利活動法人に対して、文化観光の振興、育成、宣伝等の事業全般に関わる当該法人の人件費の補助を目的とした補助金を交付しているが、当該特定非営利活動法人から受領している文化観光協会活動補助金の資料に不整合と認められる点が見られた。資料に不整合があるまま、補助金の交付申請に必要な予算資料を受領していることは問題であり、積算の前提が異なっていることにより事務が不明瞭かつ煩雑となる可能性があることから、適切に改善の指導を行うべきである。	149
	意見 42	上記に関連して、担当課は予算との相違の確認のために各職員の予定出勤日数の確認を行っており、出勤日数には相違がみられなかったので問題なしと判断しているが、確認の証跡を残していない。出勤簿等で実績を確認する際、確認した証跡を残すべきであるし、予算と実績の内訳に差異がみられたときは、実績ベースで内容を確認し証跡を残す方法を採用等の確認を徹底することが必要である。	149
福祉部 生活福祉室	結果 15	生活保護受給者等就労支援事業について、「枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託」の平成29年度の委託業務の実施に当たり、委託業務に従事する者1名から、「枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託仕様書 8. 個人情報の保護及び守秘義務(4)」に定める「誓約書」を受領せず業務に従事させていた。「枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託」については、その業務委託契約書第1条第1項において、「発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別冊の仕様書等に従い、日本国の法令を順守し、この契約を履行しなければならない」とされている	161

		る。この点について、仕様書に定められた誓約書が、適切に受領されておらず、問題である。	
環境部 環境保全課 都市整備部 景観住宅整備課 開発指導室 建築安全課	意見 43	空き家・空き地対策推進事業に関して、空き家・空き地に関する相談案件は内容に応じて各課で管理している。担当者間で月1回程度相談案件の情報共有会議を開催しているとのことであるが、相談件数の正確な把握及び情報の活用のために、一覧表等のデータで漏れなく情報を一元管理する仕組みが必要である。	171
環境部 環境保全課	結果 16	上記に関して、平成29年度の記録票を確認したところ、稟議決裁後の経過記録の一部がデータで保存されたままで稟議決裁された記録票に添付されていないものがあつた。作成記録の適切な管理保存が必要である。	171
	意見 44	上記に関して、記録票及び一覧表における相談案件ごとの顛末については、何をどこまで記載するか担当者の判断に任されているが、記録票に記載すべき項目や顛末を漏れなく、かつ、わかりやすく記載することができるよう、記録票や一覧表を工夫することが有用である。	171
	意見 45	空き家・空き地対策推進事業に関して、総合相談窓口で受付けた案件に対する対応方法については、「空き家等に関する相談への対応フロー（概要）」があるのみで、明確なマニュアルはなく、その都度担当者が相談案件の近隣への影響度合い等を勘案して対応方針を立て、決裁を受けている。そのため、1回の対応で改善しない継続指導案件について、その後の対応期間にばらつきが見られ、例えば雨水が隣家に入ってくる案件及びアンテナが外れて相談者の家の屋根に乗っている案件は半年以上その後の対応をしていないが、空き家の樹木が公共道路側に越境している案件は概ね半年ごとに対応されていた。一律の対応を確実にし、再対応の時期を逸することのないよう、また、担当者の判断業務の煩雑さを解消するために、対応マニュアルを策定すべきである。なお、対応マニュアルでは、相談内容の客観的な分類基準、分類に応じた対応策、解	171

		決したかどうかの判断基準及び一度の対応で解決しない場合の分類に応じたその後の対応方法等について定めるべきである。	
都市整備部 景観住宅整備課	意見 46	空き家・空き地対策推進事業に関して、今後の人口減少から空き家率の上昇そのものは避けられないため、重要業績評価指標である空き家率の指標の目標は「上昇の抑制」と設定されているが、具体性がなく、何をもって目標が達成されたか判断できない。例えば、全国平均と比較した目標を設置するなど、どの程度上昇を抑制するのか具体的な目標を定めておくべきである。	172
都市整備部 開発指導室 建築安全課	結果 17	住宅・建築物耐震化促進補助事業に関して、枚方市木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱事務要領第4条(5)において、補助金を申込み際には「補助対象木造住宅の配置図及び各階平面図の写し」を提出するよう規定されている。しかし、平成29年度の耐震改修設計補助関係綴を閲覧したところ、実際には閲覧した全ての申請において受領していなかった。	180
	意見 47	住宅・建築物耐震化促進補助事業に関して、耐震改修設計や工事については、補助の申請にあたり、事前相談の段階で建築基準法の違反がないかどうかを確かめるため、市の職員が現地調査を行っている（平成30年度版 木造住宅耐震化補助制度（パンフレット））。現地調査については、指摘の要否の結論と実施日のみを申請ごとに記載したエクセルデータの一覧があり、当該一覧でのみで管理しているが、どのような観点から現地調査が実施され、指摘の要否について結論を下したのか明確ではない。現地調査を実施したのであれば、現地調査を実施した担当者がチェックリスト等を利用して、いかなる観点から現地調査がなされたのか検証できるようにするとともに、当該書類を保管すべきである。	181
	意見 48	住宅・建築物耐震化促進補助事業に関して、枚方市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第4条第1項では、当該補助金の交付の対象となる者は「補助対象木造住宅又は補助対象木造住宅の部分を所有する個人」	182

		<p>とされている。また、同条第2項において、交付の対象となる木造住宅は「現に居住し、又は居住しようとしているものであること。」とされている。</p> <p>本件耐震改修工事補助金よりも新しく創設された耐震改修設計補助金に係る枚方市木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱では、第4条第2項において補助金の対象となる木造住宅は、「賃貸されていないものであること。」との定めがなされている。しかしながら、本件耐震改修工事補助金交付要綱においては、同条項に相当する定めはなく、賃貸物件について明示的には除外されていない。</p> <p>平成29年度の本件耐震改修工事補助金交付申請書綴りを閲覧し内容を検討したところ、平成29年4月17日に同一の個人が、複数の住宅について補助金の申請を行い、交付がなされていた。これは、賃貸物件について明示的には除外されていないとはいえ、枚方市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第4条の規定の趣旨に反していると考える。担当課においても取扱いに明確な方針がないのが現状であるため、枚方市として賃貸物件にも補助をするのか、あるいは賃貸物件を補助の対象としないのかどうかを検討するとともに、当該検討結果を要綱で明確に定める必要がある。</p>	
	意見 49	<p>上記に関して、枚方市木造住宅耐震改修工事補助金の交付の要件の一つに「現に居住し、又は居住しようとしているものであること。」があるが、その要件の確認は口頭でのみ行われているとのことで、居住者あるいは居住予定者を書面で提出させたり、口頭で確認した結果を書面に残すことをしていない。補助金の交付にあたって要件を充足していたかどうかは事後でも確認ができるよう、必ず書面で残すべきである。</p>	182
	意見 50	<p>上記に関して、枚方市木造住宅耐震改修工事補助金の交付の要件として「現に居住し、又は居住しようとしているものであること。」としている以上、「現に居住し、又は居住しようとしているものであること。」という要件が、補助金の交付の審査の一時点で充足されているだけでなく、その後の一定期間においても</p>	182

		継続的に充足され、継続して住居として活用されていることの確認を行う必要性についても、担当課として検討することが望ましい。	
都市整備部 景観住宅整備課	結果 18	<p>枚方市三世代家族・定住促進事業に関して、平成 30 年 2 月 6 日に収受された「枚方市三世代家族・定住促進補助金交付申請書」（収受印第 583 号）について、日付の部分が訂正されている痕跡があった。</p> <p>この点について、当該申請書においては、日付の訂正が行われていることは認められるものの、その方法は用紙を削り取ることで訂正前の文字を消去し、その上に正しい日付を記載するというものであり訂正方法に問題がある。当該申請書について、上記のような訂正が市で行われた事実はないとのことであるが、その申請を市が受領したことは事実であるため、公文書として取り扱われる文書の受領の際には、記載上の不備がないかの確認を徹底すべきである。</p>	185
土木部 みち・みどり室	結果 19	<p>道路施設維持管理事業に関して、土木部みち・みどり室では一般市民から道路補修の依頼があれば道路施設補修伝票を作成し、受付番号を付すとともに、補修場所や補修内容を記載し、確認欄に次長以下の確認印を押印することとしている。また、補修が終わった場合、同伝票の下部に処理年月日や処理内容を記載するとともに、報告欄に次長以下の報告確認印を押印している。</p> <p>全ての手続きが終了した道路補修伝票は道路補修受付書綴に綴じて保存するが、一部の道路施設補修伝票が道路補修受付書綴に綴じられていなかった。</p> <p>至急原因を特定するとともに、当該伝票の所在を確かめ、綴りに適切に綴る必要がある。</p>	195
	意見 51	<p>上記に関して、平成 29 年度の道路施設補修伝票のうち、一部の伝票について、本件補修は、申請者である地域の自治会長が当初、平成 15 年に私道舗装工事の申請をしたが、詳細ないきさつは現在となっては確認できないものの、結果として当時は道路の補修がなされず、平成 29 年度になって初めて古い私道舗装工事申請に基づいた舗装工事を行ったものである。</p>	196

		<p>私道について舗装工事を申請する場合、「枚方市私道整備工事実施要綱」に基づいて、私道又は排水施設の権利者及び私道の沿道住民の同意を得て、当該整備工事に関する一切の権限について委任を受けるとともに、それを証する書類等を添えて市長に申請を行う必要がある。しかし、当該道路施設補修伝票の調査内容欄は「H15年度受付分」とのみ記載がされており、当年度に新たに申請を受け付けることなく舗装補修を行っている。本件のような場合、本来は新たに私道舗装工事申請を受け、当該申請に基づいて処理すべきである。</p>	
財務部 契約課	意見 52	<p>道路施設維持管理事業に関して、契約課では小規模修繕業者毎に見積り実施の状況をエクセルで管理し、発注実績に偏りがないかどうかを確かめるとともに、偏りがある場合には口頭で注意を促しているとのことであった。業者の得手不得手、地理的な条件及び規模等によって結果的に偏りが生じることは考えられるものの、契約課において、偏りのある課に対し口頭の指摘のみに留めていることは制度の趣旨から十分であるとはいえない。契約課において偏りの有無を確認しているのであるから、偏りがある課に対しては文書で指摘をするとともに、発注した課に対し文書で回答を求めるべきである。</p>	196
	意見 53	<p>上記に関して、契約課は、業者間の公平性の観点、見積・受注の状況を適切に管理する観点から、当該エクセルにおいて見積書の提出の依頼を行った状況も管理できるよう様式を改めるべきである。</p>	197
	意見 54	<p>上記に関して、2つの工事区分に登録されている業者について、それぞれの工事区分別に適切に実績が集計されるようにエクセル等の仕組みを改めるとともに、適切に運用するように偏りのある課に十分に周知する必要がある。</p>	197

<p>土木部 道路河川整備課 交通対策課</p>	<p>意見 55</p>	<p>自転車通行空間・歩行空間整備事業に関して、歩行空間整備事業では重要業績評価指標として歩道の設置延長距離が選定されており、目標値が 116km とされている。しかしながら平成 28 年度の段階で 116km の延長済み（従前から延長工事は実施）であり、平成 31 年度に達成すべき目標として当該値を掲げ続けるべきではない。そのため、新たな目標値の設定を行うべきである。</p>	<p>201</p>
	<p>意見 56</p>	<p>自転車通行空間・歩行空間整備事業に関して、歩行者における重要業績評価指標として事故件数（車両）、自転車については自転車の事故件数を関連指標として設定している。しかし、いずれも目標値の設定が行われていない。目標値についてヒアリングを実施した結果、件数については目標値の設定が困難とのことであった。しかし、基準時（計画の策定時）からの減少率等であれば目標値を設定するが可能であることから、適切な目標値を設定すべきである。</p>	<p>201</p>
<p>土木部 交通対策課</p>	<p>意見 57</p>	<p>交通安全啓発事業に関して、実行計画管理シートにおける重要業績評価指標として、交通事故件数（歩行者・自転車）が挙げられているが、目標値は定められていない。定量的な設定が難しい場合であっても、望ましい方向性（例えば事故の場合は少ないほど良い）は存在することから、例えば「前年比で減少」などとするなど達成の可否を判断できるかたちにすべきである。</p>	<p>206</p>

以上